

産学官交流・共働促進事業業務委託プロポーザル実施要領

1. 業務名

産学官交流・共働促進事業業務委託

2. 業務の目的

本事業は、大学で習得したスキルを活かして起業や地域企業との共同事業などの様々なチャレンジを希望する大学生等が気軽に相談できる環境が整っていないこと、また、経営課題を抱える地域企業が相談先を持たないために課題解決の第一歩を踏み出せず、経営に悪影響が生じていることを背景として実施するものである。

これらの課題に対応するため、相談ニーズを持つ大学生等および地域企業の掘り起こしとネットワーク構築を行うとともに、気軽に相談できる環境を整備することにより、大学生等のチャレンジ促進および地域企業の経営改善を図ることを目的とする。

3. 履行場所

飯塚市 地内

4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

5. 業務の内容

別紙「産学官交流・共働促進事業業務委託仕様書」のとおり

6. 見積限度額

1,940,000円（消費税及び地方消費税を除く）

7. 参加資格及び要件

次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 福岡県内に本社、支社、営業所等を有し、迅速な連絡調整と対応が可能であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 飯塚市有資格者名簿（以下、「名簿」という。）に登録されている者にあつては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成19年飯塚市告示第28号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、名簿登載者以外のものにあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (8) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に規定する暴力団または暴力団員等でないこと。また同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。

8. 事業者の公募

- (1) 事業者の公募は、市ホームページに掲載して行う。
- (2) 公募の期間は、令和8年4月20日(月)から令和8年5月20日(水)までとする。

9. 実施スケジュール(予定)

内容	期限等
公募の開始	令和8年4月20日(月)
質問票提出期限	令和8年5月7日(木) 17時15分まで
質問票回答期限	令和8年5月13日(水)まで
参加表明書の提出期限	令和8年5月20日(水) 17時15分まで
企画提案書等の提出期限	令和8年5月22日(金) 17時15分まで
事前審査(参加表明5者以上の場合)	令和8年5月26日(火)
事前審査結果通知(事前審査実施時)	令和8年5月26日(火)
プレゼンテーション審査開始時間等通知	令和8年5月28日(木) ※予定
プレゼンテーション審査	令和8年5月29日(金) ※予定
審査結果通知	令和8年6月1日(月) ※予定
契約締結	令和8年6月中旬 ※予定

※日程については変更する場合があります。

10. 実施要領及び仕様書に関する質問の受付・回答

本要領又は仕様書の内容に関し、質問がある場合は、質問票(様式4)により電子メールにて提出すること。

(1) 受付期限

令和8年5月7日(木) 17時15分まで(必着)

(2) 提出方法

質問票(様式4)により電子メールで提出すること。電子メール以外は受け付けない。

メールアドレス: sangaku@city.iizuka.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年5月13日(水)までに市ホームページで質問者名を伏せて掲載する。

11. 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、以下により参加表明書及び必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年5月20日(水) 17時15分まで(必着)

(2) 提出場所

「21. 問い合わせ先」に記載する担当窓口にすること。

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便・レターパック等配送の記録が残る方法に限る。)による。

(4) 提出書類・・・(提出部数)

- ア 参加表明書(様式 1)・・・1 部
- イ 会社概要書(様式 2-1)・・・1 部
- ウ 役員名簿(様式 2-2)・・・1 部
- エ 業務体制表(様式 2-3)・・・1 部
- オ 業務実績調書(様式 3)・・・1 部
- カ 見積書(任意様式)・・・1 部
 ※見積りの内訳を可能な限り詳細に記載すること。費用は消費税を除くものとする。
 なお、見積書の合計金額は企画提案書(様式 6)の見積金額と整合させること。
- キ 会社概要(会社パンフレット等任意)・・・1 部
- ク 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(所轄法務局が発行した現行と相違のないもの。写し可)・・・1 部
 ※個人の場合にあつては、代表者の住民票及び身分証明書(代表者の本籍地の市区町村が発行したもの。写し可。)
- ケ 財務諸表(直近の決算のもの)・・・1 部
- コ 国税、県税及び市税の納税証明書(未納がないことが確認できるもの。写し可)・・・1 部
- サ 印鑑証明書(原本を添付。)・・・1 部
- シ 委任状(任意様式)※支店・営業所等を代理人とする場合・・・1 部
 ※ク、コ、サについては、提出日以前 3 箇月以内に発行されたものに限る。
 ※入札・契約に係る名簿登載者については、ウ、ク、ケ、コ、サの提出は不要。

12. 審査方法及び審査基準

審査は、飯塚市職員で構成する産学官交流・共働促進事業業務受託事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。

(1) 事前審査

審査委員会は企画提案者が 5 者以上となった場合は本実施要領 11 に記載した提出書類により審査項目 No1～No2 の実績等を勘案し、プレゼンテーション審査参加者を概ね 4 者選定するものとする。事前審査結果は、電子メールにて通知する。

なお、参加表明者が 4 者以下の場合は事前審査を実施しない。事前審査を実施しない場合は令和 8 年 5 月 25 日(月)までに電話により連絡する。

(2) プレゼンテーション審査

企画提案書提出事業者からの書類及びプレゼンテーションによる審査を実施する。審査にあたっては、審査基準に基づき採点し、最高得点の提案者を受託候補者として決定する。採点にあたっては、審査委員会委員がそれぞれ採点し、その合計点により点数を算出する。最高得点の同じ者が 2 者以上ある場合には、審査項目 No4～No9(企画提案内容の妥当性、実現性、独自提案及びプレゼン能力)の合計点が最も高い者を選定し、なお点数の同じ者が 2 者以上ある場合には、審査項目 No6(業務体制)及び No7(業務工程)の合計点が高い者を選定する。さらに同じ者が 2 者以上ある場合はくじ引きで決定する。ただし、審査の結果、最高得点の提案者の総得点数が 6 割に満たない場合は選考対象とせず、再度公募することとする。

(3) 審査項目

審査項目は、次表のとおりとする。

No	審査基準	審査項目	審査内容	内訳
1	共通	業務実績	本業務と同種又は類似業務についての受託実績があるか。	10
2		担当者実績	本案件を受託した場合の担当者となる者が過去に同種又は類似業務実績があるか	10
3		見積金額	費用積算根拠が示され、見積額が内容に見合ったものであるか。	5
4	企画提案 内容の 妥当性 実現性 独自提案	妥当性（学生対応）	多様な大学生等を相談業務からその後のチャレンジ促進へと資する事業であるか。 具体的な目標相談件数が設定され、実現可能性の高いものとなっているか。 ターゲットに応じた最適な手法を用い、情報の到達率向上及び相談利用の最大化を図る周知の方法であるか。	20
5		妥当性（企業対応）	多様な地域企業を相談業務からその後の経営改善につながる可能性の高い事業であるか。 具体的な目標相談件数が設定され、実現可能性の高いものとなっているか。 ターゲットに応じた最適な手法を用い、情報の到達率向上及び相談利用の最大化を図る周知の方法であるか。	20
6		業務体制（実現性）	実施体制、支援体制、役割分担等が具体的な内容となっているか。本事業を遂行する上で適切な人材を配置することができるか。	15
7		業務工程（実現性）	業務を実施するにあたってのスケジュールが整理されており、具体性・実現性が高いものであるか。	15
8		独自提案	相談したい大学生等や地域企業の掘り起こしやネットワーク構築につながる独自提案があり、その提案は実現可能性のあるものか。	40
9	プレゼン能力		プレゼンテーションにあたり、業務知識を十分に活かし、ポイントを押さえた分かりやすい説明や質疑応答への的確な対応がなされているか。	15
計				150

(4) 審査過程の非公開

審査委員会については、非公開とする。

また、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

13. 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年5月22日(金) 17時15分まで(必着)

(2) 提出場所

「21. 問い合わせ先」に記載する担当窓口にすること。

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便・レターパック等配送の記録が残る方法に限る。)による。

(4) 提出書類

企画提案書については、次のアからエまでの書類を作成し、書類の提出にあたっては、A4フラットファイル等を使用し、インデックス等の活用により、見やすいものとする。

ア 企画提案書(様式6) ※表紙として使用すること。

イ 提案書(任意様式)

基本方針やコンセプト等がイメージできるもの。12(3) 審査項目に沿った内容を盛り込むこと。なお、課題を有する地域企業や意欲ある学生をどう集めるか、意義ある提案となるようどういった体制で学生らを伴走サポートするか等をわかりやすく記載すること。

提案書については、A4 版長辺綴じ、横書きとし、文字は11ポイント以上で、両面印刷とする。ただし、図表等で必要な場合のみA3版を折り込んで作成しても差し支えない。

ウ 業務工程表(任意様式)

エ 業務の実施体制(任意様式)

(5) 提出部数

各8部(正本1部 副本7部)

※副本7部についてはコピー可とし、業者名やロゴ等提案事業者が特定される記載をしないこと。

14. プロポーザル参加の辞退

プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届(様式5)の持参によって、辞退を認める。

15. 審査(プレゼンテーション)

(1) 実施予定日

令和8年5月29日(金)

※開始時間は令和8年5月28日(木)に場所等と合わせて、電話および電子メールにより通知する。

(2) 参加人数

3名以内(配置予定の主任技術者及び担当者は必ず出席すること。)

(3) 審査時間

20分程度とする。(説明10分、質疑応答10分)

(4) 留意事項

ア プレゼンテーションは、13(4) 提出書類を使用して行うこととし、それ以外の資料は認めない。また、事業者の名称その他事業者が特定される情報(ロゴマーク等)は記載しないこと。(写真等の資料にも記載がないことを確認すること。)

イ 原則、プレゼンテーション審査の順番は企画提案書等の提出順とする。

- ウ パソコン等を用いた説明を行う場合は、提案者側で機器を準備すること。
(スクリーン、プロジェクターは市で準備する。)
- エ プレゼンテーションの際、追加資料は一切認めない。

16. 審査結果の通知

審査結果は令和8年6月1日(月)(予定)に書面により通知する。

17. 審査結果の公表

審査の結果については、市ホームページに以下の内容で公表する。

- (1) 受託候補者の名称、所在地、総得点
- (2) 受託候補者以外の総得点(社名等は、非公開とする。)

18. 契約の締結

(1) 契約手続き

契約締結前に、飯塚市と受託候補事業者の間で提案書等の内容をもとに、具体的な協議を行うものとする。なお、協議にあたっては、提案書等の内容の一部を修正する場合がある。

また、受託候補者が参加資格要件を満たさなくなった場合においては、次点事業者と契約手続きを進めるものとする。

契約手続きに係る詳細については、飯塚市契約規則に従って取り扱うものとする。

(2) 契約内容

内容については、市と受託候補者とで提案内容に基づき協議を行い、仕様書(委託内容)を確定させることとする。

(3) 再委託

受託候補者は、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。但し、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。

19. 失格条項

次のいずれかに該当する場合には該当参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 本実施要領7に記載の参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 定められた提出方法、提出期限等の条件に適合していない場合
- (3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載された場合
- (5) 契約が締結できない、または締結の意思が認められない場合
- (6) 本実施要領6に記載の見積限度額を超える見積額で提案された場合
- (7) 公正に欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合
- (8) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成19年告示第28号)の規定に該当する行為が認められた場合

20. その他の留意事項

- (1) 提出された提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 提案書の提出期限以降における提案書の差し替え及び追加、削除は認めない。

- (3) 提出された提案書等は、プロポーザルに係る審議以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 本プロポーザルに伴う、提案書等の作成及び提出等それらに係る費用の一切は参加者の負担とする。

21. 問い合わせ先

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号

飯塚市 経済部 産学振興課 産学振興係 (野見山、楪)

電話 : 0948-22-5518 (直通)

メールアドレス sangaku@city.iizuka.lg.jp